

## 地方公共団体以外の者に公金取扱いを行わせている諸制度の比較

---



# 地方公共団体以外の者に公金収入を行わせている諸制度の比較

	地方公共団体が歳入の徴収又は収納事務を第三者に行わせる制度	納入義務者等が地方公共団体への歳入の納付を第三者に委託する制度
制度の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私人委託制度 【法 § 243】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税以外 【令 § 158】</li> <li>・ 地方税 【令 § 158-2】（※収納事務のみ）</li> </ul> </li> <li>○ 指定金融機関制度 【法 § 235、令 § 168～ § 168-5】（※収納事務のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定代理納付者制度 【法 § 231-2⑥⑦、令 § 157-2】</li> <li>○ 指定納付受託者制度 【新法 § 231-2-2～ § 231-4、新令 § 157-2、新則 § 12-2-4～ § 12-2-10】</li> </ul>
基本的な法的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体の歳入の収入について、地方公共団体の徴収事務又は収納事務は地方公共団体が行うことを原則とした上で、法令の特別な定めに基づき、徴収事務又は収納事務の一部を第三者に委任して行わせることができることとした制度</li> </ul> <p>（徴収：地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為            収納：調定し、納入の通知のあった地方公共団体の収入を受け入れる行為）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納入義務者が地方公共団体に対する納付を第三者に委任して行わせることは地方自治法の規定に違反するものではないことを前提とした上で、地方公共団体が指定した第三者が納入義務者から納付事務の委託を受けて地方公共団体に支払を行わせた場合、納付の委託があった時に遡及して納付の効果を及ぼすこと等とした制度</li> </ul>
概念図	<p>The diagram illustrates the flow of public funds between three main entities: 地方公共団体 (Local Public Entity), 受託者 (私人委託) (Third-party受托者), and 納入義務者 (Payment Obligation Holder). It details the steps for two different systems:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Private Delegation (Private Commission):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調定 (Determination): From Local Public Entity to Third-party受托者.</li> <li>② 納入通知 (Payment Notification): From Third-party受托者 to Payment Obligation Holder.</li> <li>③ 納付 (Payment): From Payment Obligation Holder to Third-party受托者.</li> <li>④ 支払 (Payment): From Third-party受托者 to Local Public Entity.</li> </ul> </li> <li><b>Designated Payment (Designated Payment Agent/Designated Payment Trustee):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定 (Designation): From Local Public Entity to Designated Payment Agent/Designated Payment Trustee.</li> <li>③ 納付委託 (Payment Commission): From Payment Obligation Holder to Designated Payment Agent/Designated Payment Trustee.</li> <li>④ 納付 (Payment): From Designated Payment Agent/Designated Payment Trustee to Local Public Entity.</li> </ul> </li> </ul>	

【凡例】  
 法：地方自治法（昭和22年法律第67号）  
 令：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）  
 則：地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）  
 新法：地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正後の地方自治法  
 新令：地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）による改正後の地方自治法施行令  
 新則：地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）による改正後の地方自治法施行規則

	地方公共団体が歳入の徴収又は収納事務を第三者に行わせる制度			納入義務者等が地方公共団体への歳入の納付を第三者に委託する制度	
	私人委託制度		指定金融機関制度	指定代理納付者制度	指定納付受託者制度
	地方税以外	地方税			
第三者が取り扱うことができる歳入の種類	○ 使用料・手数料・賃貸料・物品売払代金・寄付金・貸付金の元利償還金（これらの延滞金・遅延損害金を含む）	○ 地方税（督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む）	○ 公金全般	○ 歳入全般	○ 歳入全般 ○ 歳入歳出外現金
第三者に委託する事務の範囲	○ 地方公共団体が行う公金の徴収又は収納事務	○ 地方公共団体が行う公金の収納事務 ※ 預金制度であることを前提とした公金取扱一般		○ 納入義務者が行う地方公共団体の歳入等についての納付事務	
利用できる主な決済サービス	○ 公共施設窓口等における現金支払 ○ コンビニエンスストア等における現金支払	○ コンビニエンスストア等における現金支払	○ 金融機関窓口における現金支払 ○ 口座振替 ○ 証券納付	○ クレジットカードサービスが前提	○ コンビニエンスストアにおける支払 ○ クレジットカードサービス ○ スマートフォンアプリ決済サービス
第三者の要件等	○ 告示及び公表	○ 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者として当該地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者 ○ 告示及び公表	○ 都道府県は必置、市町村は任意設置 ○ 金融機関（一定の郵便貯金銀行を除く）であること ○ 議会の議決を経た上で指定 ○ 告示	○ 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として次の要件に該当するもの ・ 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること ・ その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識・経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること ○ 告示（※指定納付受託者制度のみ）	
第三者に対する検査等	○ 会計管理者による検査（必要があると認めるとき）	○ 会計管理者による検査（定期及び臨時） ○ 会計管理者の措置要求 ○ 監査委員から会計管理者に対する報告要求		※ 法令上、特になし	○ 帳簿保存義務 ○ 長による報告要求 ○ 立入検査

	地方公共団体が歳入の徴収又は収納事務を第三者に行わせる制度		納入義務者等が地方公共団体への歳入の納付を第三者に委託する制度		
	私人委託制度		指定金融機関制度	指定代理納付者制度	指定納付受託者制度
	地方税以外	地方税			
歳入確保に関する措置	※ 法令上、特になし		○ 担保提供義務	※ 法令上、特になし	○ 地方税及び分担金等について、指定納付受託者が指定する日までに完納しないときは、保証人に関する徴収の例により指定納付受託者に対して滞納処分を行うことが可能
納入義務者の債務が終了する時	○ 第三者が納入義務者から現金等を受領したとき			○ 第三者が地方公共団体に対して納入義務者の納付委託に係る金額を地方公共団体に支払をしたとき ※ その際、納入義務者が第三者に納付委託をしたときに遡及して納付の効果が発生 ※ それまでの間、当該歳入に係る債権債務関係は、地方公共団体と納入義務者との間で継続	
納付先	○ 会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	○ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、地方公共団体の預金口座に受け入れ ○ 指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、会計管理者の定めるところにより、指定金融機関の地方公共団体の預金口座に振替	○ 地方公共団体 ※ 会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関		